

【褒章・叙勲 要件】

(1) 褒章

ア 藍綬褒章

- ・ 社会福祉施設の長としての経験 15 年以上（表彰日（令和 8 年 4 月 29 日）現在）
- ・ 知事表彰受賞者
- ・ 優れた事績
- ・ 表彰日現在、原則現職の者（※）

イ 藍綬褒章

- ・ 寮母・指導員・看護師等としての経験 20 年以上（表彰日現在）
- ・ 知事表彰受賞者
- ・ 優れた事績
- ・ 表彰日現在、原則現職の者（※）

※（1）褒章については、ア、イいずれの場合も、現職のものである必要がある。但し、当該職を辞してから概ね 1 年以内の者であれば候補者として推薦が可能な場合がある。その場合、推薦理由書を別に用意する必要がある為、推薦前に事前連絡を受け付け、適当な理由であるかを福祉政策課等に確認する。

(2) 叙勲

ア I 類

- ・ 過去の春秋叙勲受章者ではないこと
- ・ 褒章受章者の場合は、受章後 5 年を経過していること
- ・ 表彰日現在、70 歳以上であること
- ・ 第 1 種社会福祉施設の施設長 20 年以上（表彰日現在）
又は、
第 2 種社会福祉施設の施設長 25 年以上（表彰日現在）
又は
団体役員（県の理事以上（原則副会長以上経験者）10 年以上（表彰日現在）且つ市郡レベルの理事以上 20 年以上（表彰日現在））
- ・ 知事表彰受賞者

イ II 類

- ・ 過去の春秋叙勲受章者ではないこと
- ・ 褒章受章者の場合は、受章後 5 年を経過していること
- ・ 表彰日現在、55 歳以上であること
- ・ 介護職員、寮母、指導員等 20 年以上（表彰日現在）
- ・ 知事表彰受賞者